

平成 21 年度税制改正要望について

平成 21 年度の税制改正について、当協会では、9 月度常務理事会において別紙の通りの要望事項を取りまとめ、このたび財務大臣、経済産業大臣、総務大臣並びに自由民主党政務調査会長及び税制調査会長に要望書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成 20 年 9 月 24 日
日本チェーンストア協会
広報・生活者担当
TEL:03-5251-4600
FAX:03-5251-4601

平成 2 1 年度税制改正要望

平成 2 0 年 9 月

日本チェーンストア協会

平成 21 年度税制改正要望事項について

わが国の経済・社会環境に対する認識について

重点要望

- ・消費税を含む税体系の見直し議論に関しては、歳出・歳入の一体改革、社会保障制度全体の見直しとの一体的な議論の中で、全ての国民の十分な理解と納得を得ながら慎重に進めること

- ・地球温暖化対策等に関する税制上の拡充を図ること
- 1. 「エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）」の拡充
 - (1) 対象設備機器の追加について
 - (2) 適用範囲の拡大について
- 2. 緑化事業など環境保全に対する税制上の優遇措置

個別要望

< 国税 >

- 1. パート労働者の非課税限度額（103万円）の引上げ
- 2. 法人税率の引下げ及び課税ベース見直し
 - (1) 法人実効税率の引下げ
 - (2) 交際費、寄付金等の損金制度見直し
 - (3) 減価償却制度の見直し
 - ・床張替えの耐用年数の短縮
 - ・少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ
(10万円未満 20万円未満)
 - (4) 減損会計における減損損失の損金算入
 - (5) 棚卸資産(滞留資産)の評価に伴う税務処理の簡素化
- 3. 印紙税の廃止
- 4. 電子申告・電子納税制度の改善

< 地方税 >

- 1 . 外形標準課税制度における付加価値割の廃止
- 2 . 事業所税の廃止
- 3 . 法人住民税における均等割課税方式の是正
- 4 . 固定資産税における償却資産の課税標準（評価額）の下限
（取得価額 5 %）廃止
- 5 . 不動産取得税における税額確定（納付書発行）時期明確化
- 6 . 納税事務の簡素化等
 - （ 1 ）一括納付の実現
 - （ 2 ）申告に係る書式の統一化
 - （ 3 ）電子申告受け入れ体制の整備

わが国の経済・社会環境に対する認識について

1．わが国を取り巻く経済・社会環境の現状は、世界経済の成長鈍化、資源・食糧等の価格上昇など多くのリスク要因・悪影響要因が渦巻いており、これらの要因が相乗的に「国民の不安感・不信感・倦怠感」といったものをより一層増長させていると考えられるところ、先ずは政治と行政の力強いリーダーシップによって、短期的要因を解消しつつ中・長期的な発展への道筋を切り開いていただくことに強く期待するものです。

2．当協会会員社（小売業）は、国民なかならずく消費者・生活者の日常生活と直にかかわっているため、消費者・生活者の志向や購買行動が、即、業況等に反映しやすい側面を持っています。

こうした側面からわが国の経済・社会の現状及び先行きについて考えると、今しばらくは、次のような状況で推移するのではないかと考えています。

（1）小売業はじめ、総じてわが国企業は上記のリスク要因・悪影響要因の下で、引き続き厳しい業況が継続するものと考えます。したがって、企業収益の改善には脆弱性を孕んでおり、中小・零細企業を中心に倒産増加については否定できない状況下にあると考えます。

（2）個人消費は、引き続き横這いあるいは弱含みで推移すると考えます。すなわち、雇用（失業増）、所得（伸び悩みや実質圧縮）、社会保障（給付減・負担増）等に対する不安要因が非常に多く存在しており、個人消費を上向かせるに足るプラス要因が見当たらないことです。

3．上記に掲げたような状況の中で、わが国経済の改善に向けて先般策定された「安心実現のための緊急総合対策」については、消費者・生活者の短期的な痛みや不安を緩和、解消しつつ、わが国経済の中・長期的発展に繋がるものとして、また、国民の将来にわたる生活に安心と信頼を与える足がかりとなるものとして期待しています。

こうした考えは各種税制を改正していく際にも同様であって、国民の負担感や不信感を増幅させることなく納得できる見直しを行うことが大事であり、歳出・歳入両面の全体像を国民に対し公表し透明性を持った議論をしていくことが、安心と信頼ある税制に繋がるのではないかと考えます。

4．また、当協会は、硬直した我が国の経済・社会環境を憂慮する一方、地球温暖化対策に代表される地球環境保全に係る活動についても国際的取組みの必要性の観点から、より一層積極的に対応していくこととしています。現時点でも小売業の立場から、店舗仕様の改善や使用する設備機器に係る省エネ対策の推進のほか、CO2 排出削減にも寄与しうるレジ袋等容器包装の削減

等について、消費者・生活者の理解・協力を得ながら積極的に実施しているところですが、したがって、これらの取組みを円滑、かつ着実に進め、さらなる成果を上げていくための国の支援策の充実も必要であると考えています。

以上のような認識や考え方に立って、当協会としては、税制改革に当たって、特に次のことを強く要望します。

重点要望

消費税を含む税体系の見直し議論に関しては、歳出・歳入の一体改革、社会保障制度全体の見直しとの一体的な議論の中で、全ての国民の十分な理解と納得を得ながら慎重に進めること

【ポイント】

消費税に関しては、以下の点を含め、国民の十分な理解と納得を得つつ慎重に議論することが必要と考えます。

- 1．歳出削減への取り組みを着実に進め、歳出・歳入一体改革を引き続き進めていただくこと
- 2．社会保障については、年金、医療、介護等を含む給付と負担の全体像についての議論を進めていただくこと
その際、これまでの不祥事や年金未納問題など年金制度に対する国民の信頼回復に万全を期していただくこと
- 3．公正な国民の負担のあり方をきちんと議論するべく、消費税のみならず税体系全体の中で議論をしていただくこと

【補足説明】

- 1．高齢化の進展とともに、年々、社会保障関係費は増大しており、これに要する財源確保の問題は、個人・法人を問わず全ての国民にとって非常に重要な課題であると、当協会も認識してはいます。
しかしながら、このような経済・社会環境を背景に「増大する歳出を賄うためには、消費税率引上げによって歳入増を図るべき」とする意見を含め、「全体として歳出増」への動きも見られる状況にあると言えます。
- 2．当協会は、過年度、「骨太の方針2006」の公表の当初から、景気低迷の中にあっては、経済政策によって景気浮揚を図ることは大事だが、「まずは、不要の歳出を削減すべきであること」を強く要望してきました。しかし、その後今日に至る2年間を顧みると、経済・社会環境は好転したとは思えず、むしろ景気浮揚策の必要性が高まってきています。当協会としては、このような経済・社会の現状であるが故になおさら、一定の確固たるルールを設けて臨む必要があると考えます。

すなわち、「まずは、 unnecessary歳出はカットすること」、その上で、「真に必要な歳出には、財源を公正かつ適正さをもって配分すること」が基本であると考えます。

その意味から、歳出・歳入一体改革を引き続き実行していくことが望まれます。

3. 特に、社会保障関係の財源確保に関しては、「特定の者への負担が集中せず、広く公平に負担を分かち合える」、「経済活動に与える歪みも小さい」等の理由から、税制の抜本改革と言いながらも「消費税率の引上げ」がクローズアップされ、このことのみ議論がなされていくことに疑問を感じます。

当協会としても、年金等社会保障制度の見直しとの関係で、消費税率水準や引上げのタイミング等の議論は必要であろうと考えますが、年金制度に係る諸々の不祥事やこれまでの年金未納問題等に対する対策も未だ不十分な状況では、国民の不信感は払拭できません。

したがって、税制改革においても、国民の真の理解と納得を得るための十分な説明が前提にあり慎重に対応することを忘れてはならないと考えます。

4. 今や税制改革に必要なことは、年金ほか、医療、介護、福祉等を含む社会保障制度全体の給付と負担、及び消費税のみならず国民に課せられている各種税制上の負担と控除等との関係も明らかにした上で、議論を進めていくことであると考えます。

また、社会保障制度の見直しに関し、年金未納問題や無年金者問題、世代間の不公平感払拭を理由として「基礎年金部分の消費税による全額税負担方式」が最有力の方法とも言われていますが、長年にわたって保険料を負担してきた者と保険料未納者との公平性をどの様に保つのか、基礎年金部分の全額税負担方式は国民一般に新たな負担を課すものとなるのか、さらには医療や介護等他の社会保障制度はどう変えていくのかなど、見直しにはあらゆる角度からの分析と十分な説明が必要であると考えます。

地球温暖化対策等に関する税制の拡充を図ること

地球温暖化対策等については、国民運動として強力に推進していく中であって、CO₂排出の増大傾向にある運輸、業務、民生の各分野は、CO₂削減への取組みをより一層強化していくことが求められています。

当協会会員社のような総合スーパー・食品スーパー等の小売業は、冷凍・冷蔵、空調、照明及び商品等情報管理システムに係る電力エネルギー利用者としてCO₂排出者に位置付けられています。したがって、店舗等において省エネ

効果の高い設備機器への買換え又は借り換えによる対応は必須となっています。

これを着実に進めていくための税制としては、租税特別措置である「エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）」があります。

本税制の対象となる設備機器は年々増加されてきていますが、地球温暖化対策及び省エネルギー対策という中長期的な課題の解決の観点から、さらなる拡充措置は必要不可欠であると考えます。そこで、当協会としては、次のことを要望します。

1. 「エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネ革税制）」の拡充

（1）対象設備機器の追加について

「業務用冷凍・冷蔵設備機器」を対象としていただきたい。

（理由）

当協会会員社は総合スーパーと食品スーパーを中心に構成されています。

当協会会員社（平成20年7月末現在72社）の年間総販売額約14兆円のうち約6割は食料品（農産品、畜産品、水産品及び惣菜等）です。

これら食料品については、「食の安全・安心」をモットーとして「食品」に係る関係法令の遵守に努め、鮮度の維持・保全等に万全を期して対応しています。したがって、店内で用いる冷凍・冷蔵ショーケース及びバックヤードで用いる保冷库等の設備機器は必要不可欠なものです。

店舗における消費電力の用途別構成比（平均）は、「冷凍・冷蔵関係」で約34%、「空調関係」で約27%、「照明関係」で約26%となっており、この3用途で約9割を占めています。

このうち、特に「冷凍・冷蔵関係」については、平成20年度税制改正要望において対象化を要望しましたが、実現は持ち越された状況にあります。

小売業にとって、今後の省エネルギー対策を強力に進めていくためには、「冷凍・冷蔵関係」の設備機器における省エネ化は不可欠な取り組みであり、CO2排出削減の観点からも重要なことです。

また、当該設備機器及びその設置等に係る投資額は、店舗面積1,000㎡クラスの食品スーパーでも5,000万円程度は必要とされており非常に大きな額となりますので、本税制の対象設備機器に加えていただきたい。

（2）適用範囲の拡大について

大企業及びその子会社等にも「税額控除」を選択できるようにしていただきたい。

(理由)

現行制度では、「特別償却」と「税額控除(基準取得価格の7%相当額)」のいずれか一方を選択できるとしていますが、「税額控除」は中小企業等(大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・融資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員が1,000人以下のもの。)に限定されています。

リース契約による「借り換え」の場合においても優遇措置が得られるようにしていただきたい。

(理由)

現行制度上、「直接取得した場合のみ」が適用要件となっています。取得が要件である限り、設備機器の見直しを行い、随時省エネ効率のよい設備機器への切り替えを行っていくことは、企業としては経費面からも非常に困難であるため、リース契約による「借り換え」も対象としていただきたい。

2. 緑化事業など環境保全に対する税制上の優遇措置

環境保全の更なる推進に向け「壁面・屋上緑化事業等」に係る費用及び施設に対し、税制上の優遇措置を講じていただきたい。

(理由)

- (1) 近年、「地球温暖化対策」が求められ中、大都市を中心に「ヒートアイランド現象(高温化)」が進行していると言われていています。「ヒートアイランド現象」の緩和に向けては、当協会会員社の店舗等においても屋上緑化、壁面緑化、保水性舗装などの対策を積極的に講じていこうとする動きや電力の有効活用の観点からソーラーパネル設置による店舗の省エネルギー化の取組みも行われています。
- (2) しかしながら、厳しい経済状況の中、環境保全に向け多種多様な取組みを行うことは決して容易なことではありません。したがって、建築主の負担軽減を図るため、建築物上の緑化施設等に対する費用の損金算入や固定資産税を非課税とするなどの税制上の優遇措置を講じていただきたい。

個別要望

<国 税>

1. パート労働者の非課税限度額(103万円)の引き上げ

- (1) 地域に根ざした事業の展開をする流通業界においては、パート労働者は企業経営を支える大切なパートナーです。また、多様な就労形態を望むパート労働者にとって可処分所得が依然減少する中、パート収入の家計に占めるウエイトはますます大きくなっています。こうした現状において、流通業界は就労の場として重要な位置付けにあると考えます。
- (2) 当業界は、出店地における雇用状況に大きく貢献しています。現行の非課税限度額(103万円)では、子育て・教育、住宅ローン、保健医療・介護等に要する費用の捻出のために労働時間の制約がある中で働いているパート労働者が、年末にかけて就労調整をせざるを得ない状況にあり、企業とパート労働者との良好な雇用関係の妨げにもなっています。
- (3) 本制度は、パート労働者にとっても当業界にとっても必要な制度であり、ひいては個人消費の喚起にも繋がるものと考えられ、また、多様で良好な雇用環境をより一層整備するためにも必要と考えられるパート労働者の非課税限度額(103万円)を引上げていただきたい。

2. 法人税率の引下げ及び課税ベース見直し

企業における公的負担が増加する中で、経営改善に向けた企業努力が報われるよう、また、我が国経済の活性化を図っていく上でも国際競争力に耐えうる法人税における税率の引下げ及び課税ベースの見直しが必要と考えます。

(1) 法人実効税率の引下げ

国際市場における競争激化の中、アジア諸国のみならず欧州各国においても法人課税に対する負担軽減の動きは顕著である中、わが国の法人実効税率は依然として高く、海外企業進出の足枷になっているとも言われています。

こうした状況を踏まえ、わが国経済の活性化を図るには国際競争力の維持・強化は必要不可欠であることから、法人実効税率を国際的な水準まで引下げていただきたい。

(2) 交際費、寄付金等の損金制度見直し

地域に密着した当業界において、交際費は周辺地域に対する地域振興・社会貢献活動の一環としての渉外活動等に要する費用として不可欠なものです。このように、事業活動において最低限必要なものについては経費とし損金算入できるよう見直していただきたい。

また、寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき役割の一つである社会貢献と理解しています。企業が社会奉仕活動に積極的に参画できるよう、かつ支援を求めている関係者が円滑に活動できることにつながるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただきたい。

(3) 減価償却制度の見直し(耐用年数の短縮及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ)

減価償却制度につきましては、平成19年度税制改正において償却限度額及び残存価額が廃止され、一部の耐用年数について見直しされました。

しかし、店舗用建物における耐用年数については見直しがされず、小売業のように多様化する消費者ニーズへの対応やグローバル化する経済情勢を肌で受ける業界にとって現行の39年では実態に即したものとは言えません。一例として、ファッションの短縮化等に即応すべく、床・絨毯等の張替え、カーテンの付け替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う必要もあります。

こうした現状を踏まえ、床の張替えにつきまして絨毯等と同様、器具及び備品とみなしていただき耐用年数を3年としていただきたい。

また、少額減価償却資産の損金算入限度額は平成10年度税制改正において20万円未満から10万円未満に引き下げられましたが、小売業においては少額資産が比較的多く存在することから改正前の20万円未満へ引き上げていただきたい。

(4) 減損会計における減損損失の損金算入

法人税法上、固定資産の評価損は原則、損金不算入とされ、特別の事実がある場合に限り例外的に損金算入が認められます。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があります。税法上、損金不算入とされているため企業を運営する上での負担が更に大きくなることから、損金参入できるよう見直していただきたい。

(5) 棚卸資産(滞留資産)の評価に伴う税務処理の簡素化

平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用開始の「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、収益性が低下している場合には、取得価額ではなく正味売却価額への簿価切下げを行います。税務上、低価法を採用している場合には低価法における時価は正味売却価額となり、会計上と税務上の時価は概ね同一のものとされています。

しかし、営業循環過程から外れた滞留資産や処分見込等の棚卸資産については、低価法採用時の期末時価の取扱いに税務と会計に乖離が生じています。

会計上では滞留資産等について帳簿価額をゼロもしくは備忘価額とする処分見込価額までの切下げが認められますが、税務上では期末時価は正味売却

価額としており（法基通5-2-11）処分見込価額は認められません。

このため申告調整等が必要となり申告・納税事務が煩雑となり多大な時間を要しています。こうした負担を軽減・解消するため税務処理の簡素化に向け税務においても帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む）まで切り下げる一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を引き下げることを認めていただきたい。

3. 印紙税の廃止

IT化の進展に伴い、カード決済、電子マネーや電子決済等無税の商取引が急速に進んでいる一方で、文書による取引については依然として印紙税が課せられており、取引形態により課税の有無が生じる不合理な状態が続いています。この点は、特に領収書等（17号文書）への課税について、ネット販売と店頭販売との間の課税の有無という不合理として表れています。また、印紙税は消費税との二重課税になると考えられ、この点からも不合理と言えます。

したがって、印紙税の早急な廃止をしていただきたい。

4. 電子申告・電子納税制度の改善

電子申告では、申告等データへ電子署名を行うので「電子証明書」を事前に取得する必要があります。法人の「電子証明書」取得に際しては、法務局（商業登記に基づく電子認証）より取得し、証明期間は3ヶ月から3ヶ月単位で最長27カ月、手数料は期間により異なります。

証明期間内での更新手続きが認められていないため、期間終了ごとに新たな取得が必要となり、その都度申請を行うため空白期間が生じます。

代表者変更の際も変更後でなければ取得できず申請手続きと取得費用が負担となっています。

したがって、申請手続きの簡素化と費用負担軽減のため自動更新を認めていただきたい。

< 地方税 >

1. 外形標準課税制度における付加価値割の廃止

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割（各事業年度の資本等の金額）、所得割（各事業年度の所得（利益）及び清算所得）と付加価値割（各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益）としており、応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっています。

また、実質的な賃金課税と言わざるを得ない本制度は、生活者に廉価で良い商品を提供する店舗運営を行う労働集約型の流通業界にとっては、企業経営を圧迫し、地域雇用にも深刻な影響を及ぼすことになると思料されることから、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

2. 事業所税の廃止

市町村目的税である事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるとされ、都市の行政サービスと所在する事業所の受益関係により事業所等に課税されています。

本税の目的とする事業内容、費用対効果等についての十分な周知と評価・公表がなされていないことに疑問を持たざるを得ません。

また、本税は従業員割として人件費に対して課税されることから極めて人頭税的要素が強く、さらに資産割としての建物床面積への課税や法人事業税における付加価値割及び固定資産税と二重三重の課税となっており、速やかに廃止していただきたい。

3. 法人住民税における均等割課税方式の是正

法人住民税については、所得に関係なく事業規模及び従業員数を基準に課税されることから、労働集約型の業種には過重となっており、業種間に不均衡が生じています。

また、業態・店舗規模により従業員数にバラツキがあり、現在の事業規模、従業員数の基準では、50人までは41万円が50人を超えると300万円になる等非常に大きな格差が生じています。

したがって、現行50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や従業員1人当たりの均等割額を決め算出する等見直していただきたい。

4 . 固定資産税における償却資産の課税標準（評価額）の下限（取得価額5%）廃止

平成19年度税制改正において、国際競争力強化と投資促進を図るため減価償却制度の見直しが行われ、償却可能限度額及び残存価額が廃止されました。しかし、償却資産の課税標準の算出においては、依然として資産の取得価額の5%が下限として評価額が算出されており、租税負担は高いままです。減価償却制度見直しの目的である投資促進を図る意味でも評価額の下限を廃止していただき、法人税法の減価償却の算出方法と合致させ課税標準の整合性を図っていただきたい。

5 . 不動産取得税における税額確定(納付書発行)時期明確化

不動産取得税については、個々の物件により要件が様々なため決定までの期間にバラツキ等が生じることは理解しますが、納税者の事務負担軽減のため、申告時に課税手続きの開始時期及び税額決定通知（納付書）等の発行時期を示していただきたい。

6 . 納税事務の簡素化等

全国展開により広域的に事業活動を行う当業界では、都道府県、市町村ごとの納税事務に多大な負担をかけているため、例えば、下記のような納税事務に関し、早急に簡素化を図っていただきたい。

- (1) 法人住民税の都道府県への一括納付又は企業の本部所在地での一括納付
- (2) 申告に係る書式の統一
- (3) 電子申告に関する自治体の受け入れ体制の整備

以 上